

令和6・7年度四日市市学校給食用物資納入業者公募要項

公益財団法人 四日市市学校給食協会

1 納入物資

米飯（米は四日市産）、一般物資（乾物、冷凍・冷蔵食品、缶詰、麺類、練製品、豆類・芋類の加工品、調味料等）、肉類（牛肉、豚肉、鶏肉）、鶏卵、牛乳、乳製品、油脂類、青果物

2 納入業者登録基準

- (1) 理解・協力 学校給食の意義、役割を理解し、協力する意志があること
※良質で安全・安価な給食用物資の供給、配送面での時間・ルートの順守、異物混入・数量間違い等への迅速で誠意ある対応等、学校給食を円滑に実施するために留意すべき点について理解し、協力する意志があること
- (2) 納税義務
- ① 国税、四日市市に係る市税について納税義務が履行されていること
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと
 - ③ 営業に関し、法令等の定めにより必要とされる許可、免許、登録等を受けていること
- (3) 立地条件 四日市市内に事務所（事業所、店舗または製造加工の工場等）を有すること
- (4) 衛生管理
- ① 食品に関する諸法規が遵守されていること
 - ② 保健所の衛生監視結果が良好であること
 - ③ 従業員に必要な衛生に関する教育が徹底していること
 - ④ 納入物資にかかる従業員の検便を毎月実施し、日常の健康管理が極めて良好であること（検便検査結果のコピーを本会に送ること。ただし、給食用物資を直接学校に納入していない業者にはこれを除く。）
 - ⑤ 自社で製造・加工した物資を納入する場合、学期に一度「食品衛生検査成績書」または「結果報告書」（コピー可）を提出すること
 - ⑥ 異物混入等があった場合、それらの検査を業者の責任で行い、その結果を当会に報告すること
- (5) 供給能力
- ① 工場・店舗など必要な事業設備を有し、年間を通して、仕入れ、製造及び加工の能力が所要量（1日あたり小学校37校約16,700食分及び中学校22校約8,600食分）を満たすこと
 - ② 輸送・連絡等物資納入に必要な設備があり、指示する期日、時刻及び場所に所要量を納入する能力があること
 - ③ 異物混入や配達数量間違いなどが発生した場合においても、当協会の指示に従い、給食実施に影響が出ないように誠実かつ迅速に対応できること
 - ④ 複数の同業者自らが協力会や組合などを組織した上で申請し、物資を分担供給することも可とする。ただし、この場合は、必ず代表者を置くこと

- ・配送場所
 - 【小学校】
 - ① 米飯は35校（調理校）と飯缶回収37校
 - ② 牛乳は37校
 - ③ 牛乳以外は35校（調理校）
 - 【中学校】
 - ① 米飯、牛乳は22校
 - ② 米飯、牛乳以外は「四日市市学校給食センター」（赤水町971-1）
- ・配送時刻
 - 【小学校】
 - ① 当日配送（午前8時から午前9時30分までに各校へ配達）
ただし、指定した学校には午前8時20分以降 ※米飯を除く
 - ② 前日配達（午後1時10分～午後3時40分までに各校へ配達）
 - ③ 乾物配達は次月分を指定した2～3期（各3.5日間）で納入
期間終日は11:00～13:10を避けた8:30～16:30、学期ごとの給食開始直前日は～12:00まで
 - 【中学校】
 - ① 当日配達（午前8時から午前8時30分の間に学校給食センターへ配達）
※米飯、牛乳は午前9時から各校へ配達
 - ② 前日配達（午後1時から午後3時30分の間に学校給食センターへ配達）
- (6) 製造物責任
 - 製造物責任（P.L.）法を遵守すること
また、工程管理で製品の安全確保を図るHACCP（ハサップ）の意識に立つこと
- (7) 立入り検査
 - 本会が行う立入り検査（衛生監視等）を承諾し協力すること
- (8) その他
 - 下記のほか本会からの要望には、その都度協議し誠意を持って対応すること
 - ① 学校周辺通行禁止区域では「道路通行許可証」を車両前窓内より標示すること
 - ② 台風等による給食中止に伴う物資の納入変更等に協力すること

3 登録審査及び通知

- (1) 応募業者について、登録審査委員会で審査し、可否を決定する
- (2) 審査結果の可否は、令和5年11月末日を目途に応募業者に通知する

4 基本契約書の締結

登録審査委員会で認可を受けた新たな業者とは、学校給食用物資売買契約書（当会指定）を締結する

5 誓約書の提出

- (1) 契約更新の業者を含めて登録申請時に誓約書（当会指定）を提出する

6 登録有効期間及び登録取消

- (1) 登録有効期間　令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、この期間に受注した物資の納入は、令和6年5月分から令和8年4月分までとする
- (2) 登録取消　登録業者が次の各号に該当する場合は、本会の登録を取り消すことがある
 - ① 1年間に1回も入札に参加しないとき

- ② 本会の業務方法、または本会の指示に違反したとき
- ③ 法規または監督官庁の命令により業務の執行を停止させられたとき

7 物資購入の業者決定

物資購入業者の決定は、当協会に登録された納入業者の入札、あるいは見積り、特別契約によるものとする

8 物資購入代金の支払い

物資を購入した業者への代金の支払いは、翌月の20日とする。ただし、20日が銀行の休業日に当たる場合は、翌営業日とする

9 応募方法

- (1) 応募資格 第2項の納入業者登録基準にすべて適合する業者であること
- (2) 応募書類 (①②③は当協会で直接受け取るか、当協会ホームページからダウンロードし、応募期間中に当協会に直接提出)

- ① 学校給食用物資納入業者登録申請書（当会指定用紙使用）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- ② 事業所の施設設備配置図（当会指定用紙使用）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- ③ 誓約書（当会指定用紙使用）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- ④ 完納証明書（四日市市市民税課の様式でお取りください）・・・・・・・・・・・・ 1通
- ⑤ 食品衛生監視票の写し（令和4年11月以降に保健所の衛生監視を受けたもの）・・・・ 1通

- (3) 応募期間・受付

- ① 応募期間 令和5年9月1日(金)～令和5年9月15日(金)
ただし、休業日（土・日曜日、祝日）を除く。

- ② 受付時間 午前9時～午後4時30分

- (4) 提出・問合せ先

〒512-1204 四日市市赤水町 971-1

公益財団法人四日市市学校給食協会（電話325-7724／FAX325-7734）

*ホームページのアドレスは、<https://www.yk-kyusyoku-kyoukai.com/>